

令和 7 年 度

第 3 8 回	全 日 本 マーチングコンテスト
第 4 4 回	全日本小学生バンドフェスティバル (フロア部門)
第 3 1 回	東 関 東 マーチングコンテスト
第 2 4 回	東関東小学生バンドフェスティバル (フロア部門)
第 5 3 回	マーチングバンド全国大会
第 6 0 回	マーチングバンド関東大会
第 5 3 回	バトントワーリング全国大会
第 6 0 回	バトントワーリング関東大会

予 選

第 6 2 回茨城県マーチングフェスティバル

茨城県マーチングコンテスト
茨城県小学生バンドフェスティバル
(フロア部門)
マーチングバンド茨城県大会
バトン茨城県大会
茨城県バトントワーリングコンテスト

参加要項

参加要項

- 1 日 時 2025年8月24日（日） 13時
- 2 場 所 ひたちなか市総合運動公園総合体育館
〒312-0005 ひたちなか市新光町 49
TEL 029-273-9370 FAX 029-273-8991
※会場に直接問い合わせることはおやめください。
- 3 主 催 （一社）茨城県吹奏楽連盟 茨城県マーチングバンド協会 茨城県バトン協会 朝日新聞社
- 4 後 援 茨城県 茨城県教育委員会 ひたちなか市 ひたちなか市教育委員会
(申請中)
- 5 主 旨 茨城県内で活動するマーチングバンド及びバントワーリング団体の演技発表を通してマーチングバンドおよびバントワーリング活動の普及発展を図るとともに青少年の健全な育成に寄与する。
- 6 開催部門 実施規定を参照すること。
- 7 参加資格（茨城県マーチングフェスティバル実施規定第6条より抜粋）
① 茨城県吹奏楽連盟、茨城県マーチングバンド協会、茨城県バトン協会のいずれかに加盟し、定められた期日までに年会費を納入すること
② 定められた期日（2025年6月20日（金）17時までに参加申し込み手続きを完了すること
③ 出演団体打ち合わせ会議 **（2025年7月5日（土）15時より）**に代表者1名が出席すること。

8 審査員（敬称略）

清水 大輔（吹連委嘱）	作曲家
水口 透（吹連委嘱）	トランペット奏者 作編曲家
藤田 達朗（M協委嘱）	日本マーチングバンド協会公認指導員
鰐部 幹男（M協委嘱）	日本マーチングバンド協会公認指導員
海老沢慶人（M協委嘱）	日本マーチングバンド協会公認指導員 東京音楽大学吹奏楽アカデミー講師

※規定により吹連から2名、M協から3名委嘱する。

9 参加申し込み

本大会に参加を希望する者は以下のとおりにすること。

- (1) 申込書ファイルを茨城県吹奏楽連盟ホームページ (<http://www.iba-sui.jp>) もしくは茨城県マーチングバンド協会ホームページ (<http://mb-ibaraki.sakura.ne.jp>) よりダウンロードし、必要事項を記入すること。
- (2) 団体長の承認を得て、**参加申込書（excel ファイルデータ）を電子メールに添付して送信することに加え、プリントアウトして団体長印を押印したもの1部を書留郵便（簡易書留可）もしくは配達記録郵便**で実行委員会事務局に送付すること。なお電子メール送付、書留郵送、参加費納付等、手続きの全てを**期限までに完了すること。**

【提出物、期日等一覧】

提出物	内 容	期 限	備 考
参加申込書	・プリントアウトして押印した原本1部を 書留郵送 。（簡易書留可） ・電子メールに添付して送信	6月20日（金）17時 ※必着	簡易書留や配達記録等、必ず発送記録の残る形態で郵送
演奏利用申込書 （著作権の用紙）	・電子メールに添付して送信	7月5日（土）15時 出演団体打合せ会議	編曲、編集をしていなくても提出。
参加費	下表の金額を指定された口座に振り込み。	6月20日（金）17時	入金完了時点で申し込み完了。

【参加費用】

団体参加費	1 団体につき
○コンテスト部門	<u>13,000円</u>
○フェスティバル部門	<u>10,000円</u>
個人参加費	出演者（DM指揮者含）1人あたり <u>1,500円</u>

【送付先、メールアドレス、参加費納入口座】

- 電子メールアドレス **ibaraki.mf@gmail.com**
- 書留郵送先 〒319-1222 茨城県日立市久慈町 6-20-1 県立日立商業高等学校内
第62回茨城県マーチングフェスティバル実行委員長 松崎 佳介
- 参加費振込口座 常陽銀行 本店営業部（004）茨城県マーチング協会 理事長 岡野 真弓
口座番号 3592203 名義 イバキケンマーチングキョウカイ リジチョウ カノマユミ

10 出演団体打合せ会議

- (1) 日 時 2025年7月5日（日）15時より
- (2) 場 所 ひたちなか市総合運動公園総合体育館大会議室（予定）

11 上部大会と代表数

(1) 東関東吹奏楽連盟主催の大会

第24回東関東小学生バンドフェスティバル（フロア部門）

第31回東関東マーチングコンテスト

2025年10月5日（日） 於：ひたちなか市総合運動公園総合体育館

☆代表数☆

	栃木	茨城	千葉	神奈川
小学生BF（フロア部門）	1	3	3	1
A部門	4	4	7	5
B部門	4	3	6	4
奨励枠	1	開催1		

(2) 日本マーチングバンド協会関東支部主催の大会

第60回マーチングバンド関東大会

2025年11月 8日（土）小学生部門・中学生部門 於：さいたまスーパーアリーナ

9日（日）高校生部門・一般部門・幼保 於：さいたまスーパーアリーナ

☆代表数☆

	小学生	中学生	高等学校	一般	計	幼保
2024 出場数	3	3	2	1	9	2
2024 推薦数	3	2	1	1	8	2
2025推薦枠案						

(3) 全日本吹奏楽連盟主催の大会

第44回全日本小学生バンドフェスティバル（フロア部門）

第38回全日本マーチングコンテスト 中学生の部

2025年11月15日（土） 於：大阪城ホール

第37回全日本マーチングコンテスト 高校生以上の部

2025年11月16日（日） 於：大阪城ホール

(4) 日本マーチングバンド協会主催の大会

第53回マーチングバンド全国大会

2025年12月20日（土）小学生部門・中学生部門 於：さいたまスーパーアリーナ

21日（日）高校生部門・一般部門 於：さいたまスーパーアリーナ

茨城県マーチングフェスティバル実施規定

(総則)

第 1 条 この大会は「茨城県マーチングフェスティバル」という。

第 2 条 この大会は、東関東吹奏楽連盟の「東関東小学生バンドフェスティバル（フロア部門）」「東関東マーチングコンテスト」日本マーチングバンド協会関東支部の「マーチングバンド関東大会」日本バトン協会関東支部の「バトントワーリング関東大会」への茨城県代表団体を選出する。

第 3 条 この大会は、(一社)茨城県吹奏楽連盟（以下吹連）、茨城県マーチングバンド協会（以下M協）、茨城県バトン協会（以下B協）、朝日新聞社が主催し、それぞれの組織が選出する委員で構成する茨城県マーチングフェスティバル実行委員会が主管運営する。

第 4 条 実施会場・日時などの必要事項については、茨城県マーチングフェスティバル実行委員会で定め、各組織に連絡する。

(実施区分 および部門・参加資格)

第 5 条 実施区分は「マーチングバンドの部」「バトントワーリングの部」とする。部門については各部の実施規定に定める。

第 6 条 この大会への参加資格は以下のとおりとする。

- ① (一社)茨城県吹奏楽連盟、茨城県マーチングバンド協会、茨城県バトン協会のいずれかに加盟し、定められた期日までに年会費を納入すること。
- ② 定められた期日までに参加申し込み手続きを完了し、参加費用を納入すること。

(代表推薦)

第 7 条 茨城県代表団体の推薦は、各上部大会の実施規定を順守して行う。

第 8 条 大会参加に要する費用は参加団体の負担とする。

第 9 条 実施要項・運営要項・参加要項・審査規定等は各部で別に定める。

(演奏・演技に関する諸権利)

第 10 条 茨城県マーチングフェスティバル出場に伴うすべての演奏、演技に関して、下記のすべての権利は茨城県吹奏楽連盟、茨城県マーチングバンド協会、茨城県バトン協会に帰属し、主催者がこれを利用することについて、出演者は何らの異議を述べることができない。

- ① プログラムに所属団体名、氏名を載せること。
- ② 利用の目的を問わず録音、録画をすること。
- ③ DVD、CD等の制作のための撮影・録音、およびそれを複製・頒布・販売すること。
- ④ 写真を撮影し、その写真を複製すること。また、それを頒布・販売すること。

なお、参加申込をした時点で、上記内容を承諾したものとする。各団体の責任者は、児童・生徒・所属メンバー・保護者等に周知徹底を図り、各個に承諾を得ておくこと。

なお、特別な事情のある場合は主催者に申し出ること。

(その他)

第11条 大会参加における著作権は著作権法に基づきこれを順守すること。

(音楽著作権使用許諾申請)

2 使用曲には下記音楽著作権使用許諾申請が必要である。

① 市販の楽譜をそのまま利用する場合や自作曲の場合は適用除外となる。

② 原曲を自らアレンジした楽譜で利用する場合や、市販の楽譜であっても打楽器のアレンジを加えたり、構成等を変えたりする場合は、団体ごとに原曲の作曲者（市販の場合は編曲者も）または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行うこと。なお、著作権は著作者の死後70年を経ると消滅する事が原則であるが、著作物の著作権の有無はJASRAC（＝日本音楽著作権協会）の団体管轄支部に直接問い合わせること。

3 バトントワーリング、カラーガードで音源を使用する場合も許諾申請が必要である。

① バトントワーリングの音源に関しては、バトントワーリングの部実施規定を参照すること。

② カラーガードの音源に関しては、関東カラーガードコンテストの基本実施要項に準ずる。（日本レコード協会が管理している場合が多い）

4 演奏利用申請は主催者で一括して行い、料金は主催者で負担する。

(肖像権)

5 器物などに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要となる。

第12条 茨城県マーチングフェスティバル実施にあたって主催者が必要と認めた場合は、共催、後援および協賛団体を持つことができる。

第13条 茨城県マーチングフェスティバル実行委員は、その年ごとに選出する。

第14条 茨城県マーチングフェスティバル実施に関して、本規定以外に必要と認めた基準については、上部組織から示されたものを参考に、実行委員会で協議する。

第15条 本規定に関する内規は、（3組織の）理事会がこれを定め、実施細目等については、その年毎に理事会の同意を得て、実行委員会がこれを定めることができる。

(緊急事態対応)

第16条 本大会開催に際して、大会運営管理の安全を期し、不測の事態による人的災害を最小限に軽減するために、以下のとおり対応する。

(1) 予防体制

① 各担当者は会場内の整理について特に注意し、不必要なものは置かないようにする。

② 事前および開催中に、役員、係員で消火器所在などを確認するとともに、不審物、危険物の有無を点検する。多少でも疑わしき物を発見した場合は、直ちに本部に報告する。

(2) 緊急事態発生の場合

① 火災が発生した場合、第一発見者は直ちに初期消火体制をとるとともに、本部に連絡する。本部より会場事務室に連絡する。消防署への通報は、必ず会場事務室より行う。

② 地震が発生した場合、会場の規定に従い、参加者・来場者の安全確保を図る。冷静に対処することを参加者・来場者に放送・拡声器等で適宜アナウンスする。

③ 避難が必要な場合は、会場管理者の指示に従い、避難誘導に協力する。なお、事前に避難誘導経路を確認しておくこと。

④ 演技中に災害等が発生した場合、演出部長の判断により演技を中断する。以降の対応は、実施要項に定める、「大会中断・中止の際の対応」に従う。

第17条 この規定は、（3組織の）理事会の議決により改定することができる。

(付則)

この規定は、平成28年4月10日より施行する。

令和2年4月5日（吹連）令和2年4月12日（M協） 一部改定、施行

令和2年6月 第16条改定、施行

マーチングバンドの部実施規定

(部門・編成・人員)

第1条 以下の部門を設置する。編成・人員は以下のとおりとする。

1 コンテスト部門

(1) 小学生編成／M協の部、吹連小学生B Fの部、吹連B部門小学生の部

- ① 単一加盟団体の小学生編成
- ② 複数加盟団体の合同小学生編成
- ③ 小学生以外の指揮者は2名までとし、演奏演技をしてはならない。(入退場時の楽器や器物の搬入出は行って良い)
- ④ 楽器の編成は自由とする。AC電源を使用する場合は、参加団体打合せ会議で申請すること。

※ マーチングバンド関東大会小学生編成に推薦を希望する場合は、電子楽器(エレキベース含む)・ピアノ・チェレスタ・ハーブの使用は認めない。(上部大会で認められていない)

⑤ 人員には特に制限を設けないが、上部大会では以下のようになっているので注意すること。

・マーチングバンド関東大会(M協)

小編成・・・指揮者を含めて40名以内

大編成・・・指揮者を含めて41名以上100名以内

・東関東小学生バンドフェスティバル(吹連)

フロア部門・・・80名以内(DMや指揮者は含まない)

(2) 中学生編成／M協の部、吹連A部門中学生の部、吹連B部門中学生の部

- ① 単一加盟団体の中学生以下の編成。
- ② 複数加盟団体の合同中学生編成。
- ③ 単一加盟団体の合同小中学生編成。
- ④ 複数加盟団体の合同小中学生編成。
- ⑤ 小中学生以外の指揮者は2名までとし、演奏演技をしてはならない。(入退場時の楽器や器物の搬入出は行って良い)
- ⑥ 楽器の編成は自由とする。ただし、電子楽器(エレキベース含む)・ピアノ・チェレスタ・ハーブの使用は認めない。

※ 東関東マーチングコンテストA部門における編成詳細は、全日吹連が定めた規定課題の「2. 手具・大道具・使用楽器・指揮者」の項に準ずる。

⑦ 人員には特に制限を設けないが、上部大会では以下のようになっているので注意すること。

・マーチングバンド関東大会(M協)

小編成・・・指揮者を含めて40名以内

大編成・・・指揮者を含めて41名以上100名以内

・東関東マーチングコンテスト(A部門)・・・80名以内(DMや指揮者は含まない)

・東関東マーチングコンテスト(B部門)・・・制限なし

(3) 高校生編成／M協の部、吹連A部門高等学校以上の部、吹連B部門高等学校以上の部

- ① 単一加盟団体の高校生以下の編成。
学校団体においては、同一学校法人内の高等学校及び中学生、小学生の参加は認める。
- ② 複数の公立高等学校による合同編成。(公立高等学校の統廃合に伴う移行期間中)
- ③ 上記②のような特殊事情がある場合、合同による出場を認めることがある。
- ④ 生徒以外の指揮者は2名までとし、演奏演技をしてはならない。(入退場時の楽器や器物の搬入出は行っ

て良い)

- ⑤ 楽器の編成は自由とする。ただし、電子楽器（エレキベース含む）・ピアノ・チェレスタ・ハーブの使用は認めない。
- ⑥ 東関東マーチングコンテストA部門における編成詳細は、全日吹連が定めた規定課題の「2. 手具・大道具・使用楽器・指揮者」の項に準ずる。
- ⑦ 人員には特に制限を設けないが、上部大会では以下のように注意すること。

- ・マーチングバンド関東大会（M協）

- 小編成・・・指揮者を含めて 40 名以内

- 中編成・・・指揮者を含めて 41 名以上 80 名以内

- 大編成・・・指揮者を含めて 81 名以上 150 名以内

- ・東関東マーチングコンテスト（吹連）

- A 部門・・・80 名以内（DMや指揮者は含まない）

- B 部門・・・制限なし

（4）大学・職場一般編成／M協の部、吹連A部門高等学校以上の部、吹連B部門高等学校以上の部

- ① 単一加盟団体による構成。ただし、未就学児は除く。
- ② 楽器の編成は自由とする。ただし、電子楽器（エレキベース含む）・ピアノ・チェレスタ・ハーブの使用は認めない。
- ③ 東関東マーチングコンテストA部門における編成詳細は、全日吹連が定めた規定課題の「2. 手具・大道具・使用楽器・指揮者」の項に準ずる。
- ④ 人員には特に制限を設けないが、上部大会では以下のように注意すること。

- ・マーチングバンド関東大会（M協）

- 小編成・・・指揮者を含めて 40 名以内

- 中編成・・・指揮者を含めて 41 名以上 80 名以内

- 大編成・・・指揮者を含めて 81 名以上 150 名以内

- ・東関東マーチングコンテスト（吹連）

- A 部門・・・80 名以内（DMや指揮者は含まない）

- B 部門・・・制限なし

2 フェスティバル部門

（1）幼保の部

- ① 単一加盟団体の幼児編成。
- ② 複数加盟団体の合同幼児編成。
- ③ 人数及び編成は自由とする。
- ④ 楽器編成は自由とする。ただし、ピアノ・ハーブ・チェレスタの使用は認めない。なお、AC電源を使用する際は、参加団体打ち合わせ会議で申請すること。

（2）カラーガードの部

関東カラーガードコンテスト基本実施要項に準ずる。

（3）フリースタイルの部

- ① 単一加盟団体の編成。
- ② 複数加盟団体の合同編成。
- ③ 人員及び編成は自由とする。
- ④ 楽器編成は自由とする。ただし、ピアノ・ハーブ・チェレスタの使用は認めない。なお、AC電源を使用する際は、参加団体打ち合わせ会議で申請すること。

(演奏・演技)

第2条 演奏・演技の時間は以下のとおりとする。(上部大会の演奏演技時間規定を必ず確認しておくこと)

- 1 小学生編成/M協の部、吹連小学生B Fの部、吹連B部門小学生の部・・・7分以内

※M協の部上部大会は入場～演奏演技～退場で8分以内なので注意すること。

- 2 中学生編成/吹連A部門中学生の部・・・6分以内

- 3 中学生編成/M協の部/吹連B部門中学生の部・・・6分30秒以内

※吹連B部門は6分以内なので注意すること。

※M協の部上部大会は入場～演奏演技～退場で8分以内なので注意すること。

- 4 吹連A部門高等学校以上の部（高校生編成・大学・職場一般編成）・・・6分以内

- 5 高校生編成/M協の部・・・8分以内

※上部大会は入退～演奏演技～退場で9分30秒以内なので注意すること。

- 6 高校生編成/吹連B部門高等学校以上の部・・・6分以内

- 7 大学・職場一般編成/M協の部・・・8分以内

※上部大会は入場～演奏演技～退場で9分30秒以内なので注意すること。

- 8 フェスティバル部門・・・7分以内

※カラーガードコンテストの部上部大会は、ジュニアの部4分30秒以内、高等学校の部、一般の部5分30秒以内なので注意すること。

※幼保の部上部大会は6分以内なので注意すること。

第3条 演技フロアについては以下のとおりとする。

- 1 寸法等は「演技フロア図」のとおりとする。
- 2 演技可能スペースは「演技フロア図」に示された演技ラインの内側とする。
- 3 演技フロアに入場できるのは、出場者および登録引率者、補助スタッフのみとする。なお、登録引率者および補助スタッフは演技演奏を行ってはならない。また、演技中の演技フロアへの入場、器物・手具等の運搬も行ってはならない。
- 4 出演団体は、引率者を3名登録できる。
- 5 補助スタッフは1団体につき10名までとする。
※ 補助スタッフが大会を観覧する際は、入場券が必要である。

第4条 入退場および計時は以下のとおりとする。

- 1 団体は指定された入場口から入場し、指定された退場口から退場すること。
- 2 入場後は、待機ラインまで進み、待機すること。
- 3 司会者の「それではどうぞ」というアナウンスを合図に演技フロアに入場すること。
②入場時間は安全を最優先し、1分15秒を目安にセットアップ完了すること。
③退場時間は安全を最優先し、1分を目安に速やかに退場すること。
- 4 演奏・演技時間の計時は、演奏演技開始（音を出すか、出演者が動き始めた時）から終了（音が止み、出演者全員が静止する）までとする。

第5条 器物・手具・特殊効果の取り扱いについては以下のとおりとする。

- 1 器物とは、楽器・バトン・手具・衣装のいずれにも属さず、演技者以外の「物」を総称して器物とする。ただし、装飾が施された楽器および楽器運搬台は器物とみなす。
- 2 手具とは、演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類とする。
- 3 特殊効果とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類を含む）等の光の効果を用いたものすべてを特殊効果とする。

4 器物・手具・特殊効果の取り扱いは以下のとおりとする。

(1) 器物・手具の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任をもって行うこと。なお、ここでの搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。

(2) 演技に使用する器物は次に示す規格以内の大きさとする。

1 m 8 0 c m × 1 m 2 0 c m × 1 m 5 0 c m 以内の立体

① 器物を重ねたり密着したりして並べる場合は、その状態が規格内であること。

② フロアに敷く布は器物であるが、大きさに制限を設けない。

③ 規格内の大きさであっても、1 m 2 0 c m を超える高さの器物に乗って演奏・演技することは認めない。

(3) 特殊効果を使用する場合は、使用の有無を参加申込書に記すこと。また、数量、使用方法などを参加団体打ち合わせ会議までに申請すること。

① 乾電池以外の電源は使用しないこと。

② 化学反応で発光するケミカルライト類は、安全性が製造者によって保障されているもののみ使用できる。

③ 火気・ガス類・液体類及び固形燃料は使用を厳禁とする。

(4) 正副指揮台は、主催者が設置したものを移動することなく使用すること。なお、持ち込み指揮台の使用も許可する。ただし、床面に傷がつかないようにすること。万が一破損・汚損等あった場合は、当該団体の責任において原状復帰すること。

(5) 器物・手具の床に触れる部分は、必ずキャスターを付けたり、柔らかいもので養生したりして床面に傷がつかないようにすること。万が一破損・汚損等あった場合は、当該団体の責任において原状復帰すること。

(6) 国旗等を使用する場合は敬意を損なわないよう最大限の配慮をすること。なお、フラッグ等に用いる場合は原型での使用を禁ずる。

(7) スパンコールやビーズ等の衣装付属品は、他団体の演奏演技の妨げとならないようにすること。

(8) 幼保編成以外は電気の使用を禁止する。ただし、特殊効果用の乾電池とビブラフォン用のバッテリーは除く。

※ 幼保編成や小学生バンドフェスティバルでAC電源の使用を希望する際は、参加団体打ち合わせ会議で申請すること。

(9) 吹奏楽連盟A部門は器物・特殊効果の使用ができない。

第6条 東関東マーチングコンテストA部門への推薦を希望する団体は、全日本吹奏楽連盟が定める「規定課題」を必ず演技しなくてはならない。「規定課題」はその年ごとに全日本吹奏楽連盟が示すものを参照する。

(エントリー・参加費用)

第7条 吹連小学生BFや吹連A部門にエントリーした団体は吹連B部門へエントリーすることはできない。

2 吹連B部門にエントリーした団体は吹連小学生BFや吹連A部門へエントリーすることはできない。

※ 吹連東関東大会において、同一団体が「全日本小学生バンドフェスティバルフロア部門」「全日本小学生バンドフェスティバルステージ部門」「東日本学校吹奏楽大会」の全てに推薦されることはできない。

第 8 条 上部大会への推薦を希望する場合、下表のようにエントリーすること。なお、演技は1度で良いが、推薦を希望する上部大会ごとに異なる演技をしても良い。

上部大会	県エントリー部門
マーチングバンド関東大会（幼保の部）	フェスティバル部門 幼保編成
東関東小学生バンドフェスティバル（フロア部門）	コンテスト部門 小学生編成／吹連小学生B F の部
マーチングバンド関東大会（小・中・高・一般）	コンテスト部門（小・中・高・大職一般）編成／M協の部
東関東マーチングコンテストA部門	コンテスト部門（中・高・大職一般）編成／吹連A部門（中学生・高等学校以上）の部
東関東マーチングコンテストB部門	コンテスト部門（小・中・高・大職一般）編成／吹連B部門（小学生・中学生・高等学校以上）の部

第 9 条 本大会の参加費用は下表のとおりとし、大会参加に伴う交通費等の経費は、参加団体の負担とする。

団体参加費	1 団体につき
○コンテスト部門	<u>13,000円</u>
○フェスティバル部門	<u>10,000円</u>
個人参加費	出演者（DM指揮者含）1人あたり <u>1,500円</u>
諸書類郵送費	1 団体につき500円 →廃止

※入場券は、チケットぴあで販売する。詳細については後日案内する。

第 10 条 参加団体は団体長の承認を得て、期日までに参加費用を納入し、参加申込書を電子メール添付して送信することに加え、プリントアウトして団体長印を押印したものを1部書留郵便（簡易書留可）で実行委員会事務局に送付すること。なお、参加費納入・電子メール送付・郵送のすべてを期日までに完了すること。

○ 電子メールアドレス

○ 書留郵送先 〒311-1311 茨城県日立市久慈町 6-20-1 県立日立商業高等学校内

茨城県マーチングフェスティバル実行委員長 松崎 佳介

○ 参加費振込口座 常陽銀行 本店営業部（004）茨城県マーチング協会 理事長 岡野真弓

3 5 9 2 2 0 3 イバヲケンマーチングキョウカイ リジョウ カノミ

第 11 条 出場者は、複数の団体に所属して本大会に出場することはできない。

ただし、上部大会の主催組織が異なる場合はその限りではない。

（例：学校団体と一般団体の双方に所属し、東関東マーチングコンテスト（中学生の部）とマーチングバンド関東大会（一般部門）に出場できる。）

※上部大会の部門は問わない。

(審査・表彰・推薦)

第 12 条 審査は 5 名の審査員が全体的な演奏演技に対して、芸術表現的観点と技術的観点から行う。

- 1 得点は 0.5 点刻みで、芸術表現的観点、技術的観点各 10 点満点、合計 20 点満点とする。
- 2 審査は以下のカテゴリーにおいて同基準で行う。
 - ①小学生編成／M協の部、吹連小学生 B F の部、吹連 B 部門小学生の部
 - ②中学生編成／吹連 A 部門中学生の部
 - ③中学生編成／M協の部／吹連 B 部門中学生の部
 - ④高校生編成／吹連 A 部門高等学校以上の部、大学・職場一般編成／吹連 A 部門高等学校以上の部
 - ⑤高校生編成／M協の部
 - ⑥高校生編成／吹連 B 部門高等学校以上の部、大学・職場一般編成／吹連 B 部門高等学校以上の部
 - ⑦大学・職場一般編成／M協の部
- 3 得点合計が高い方を上位とする。
- (2) 同点により上位団体の決定が困難な場合には、以下の方法により決定する。
 - ①得点を審査員ごとに当該団体間の席次点に換算し、席次点合計が低い方を上位とする。
 - ②①でも同点であった場合は、同位をつけた審査員のみに当該団体の順位を再決定してもらい、再び①を行う。
 - ③②でも判定できない場合は、審査員全員の協議（投票）により順位を決定する。
- 4 コンテスト部門は上位から金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。
- 5 東関東小学生バンドフェスティバルと東関東マーチングコンテスト A 部門（中学生の部、高等学校以上の部）に推薦された団体のうち、それぞれの最優秀団体（得点 1 位）に朝日賞を授与する。
- 6 各編成、部の合計得点上位団体から順に上部大会へ推薦する。
- (2) 推薦団体が何らかの事情で上部大会への出場が困難な場合は、次点の団体を推薦する。
- 7 フェスティバル部門は全団体に優秀賞を授与する。

(罰則)

第 13 条 茨城県マーチングフェスティバル実施規定に違反した場合は、以下の罰則を科す。

- 1 審査対象外
 - (1) マーチングバンドの部実施規定第 1 条（編成・人員）に違反した場合。
 - (2) 出演時刻に間に合わない場合。（いかなる理由も認められない）
※審査対象外であっても、審査票は返却する。
- (減 点)
 - 2 マーチングバンドの部実施規定第 2 条（演奏・演技の時間）に違反した場合、合計得点から以下の点数を減じる。
 - (1) 6 秒未満の超過・・・3 点
 - (2) 6 秒以上 11 秒未満の超過・・・5 点
 - (3) 11 秒以上の超過・・・10 点
- (警 告)
 - 3 以下のような団体に対し警告書を発する。
 - (1) 主催者の指示に従わなかった場合。
 - (2) 他の参加団体の迷惑となる言動があった場合。
 - (3) 反社会的な行為、大会主旨に反する行為があった場合。
 - (4) 故意と認められる規定違反があった場合。

※故意の規定違反で特に悪質であると主催者が判断した場合は、出場および受賞を取り消し、次回大会以降

の出場資格をはく奪する。

(注 意)

4 以下のような団体に対し注意を行う。

(1) マーチングバンドの部実施規定第4条～6条に違反した場合。

(2) 2大会連続で注意を受けた団体へは警告書を発する。

※特に悪質な違反であると主催者が判断した場合は、出場および受賞を取り消し、次回大会の出場資格をはく奪する。

5 2～4項の罰則について、不慮の事故等に起因する場合は主催者で協議する。

(大会中断・中止の対応)

第14条 何らかの事情で、本大会を中断および中止しなければならない場合は、以下のとおり対応する。

1 演技中に災害等が発生した場合

(1) 演技中断の必要がある場合は、演出部長が判断し、中断する。

(2) 中断後、安全が確認され大会続行できる場合は、当該団体の演技を入場からやり直す。

なお、演技再開および大会続行の判断は、大会長が行う。

(3) 中断後、安全が保障されず大会を中止する場合は、編成/部ごとに、成立、不成立の判断を実行委員会で協議の上、実行委員長が行う。

2 大会中止の場合

(1) 茨城県吹奏楽連盟、茨城県マーチングバンド協会それぞれの規定に基づき、上部大会出場団体を決定する。

(2) すでに納入された参加費等は返金しない。

(その他)

第15条 大会参加に要する費用はすべて参加団体が負担する。

第16条 納入された参加費用は原則として返金しない。

第17条 登録された出場者の変更は参加団体打ち合わせ会までとする。ただし、大会当日であっても登録数内での変更は認める。(減員、交代はできるが、増員はできない。)

第18条 参加団体の責任者を含む1名以上は特段の事情がない限り閉会式に出席すること。

第19条 参加団体の代表1名は、参加団体打ち合わせ会に必ず出席すること。特に事情のない欠席の場合は本大会への出場資格を失う。

【付則】

2019年4月 一部改訂。施行。

2020年4月 一部改訂。施行。

2020年6月 第14条改定(追加) 施行

2021年4月 第9条(個人参加費)改定

2023年4月 吹連部門中学校の部→吹連部門中学生の部へ変更

2024年4月 第1条～3条(部門・編成・人員)改訂

2025年4月 第9条(参加費)改定

県大会中止の際の関東大会出場団体選考規定

茨城県マーチングバンド協会

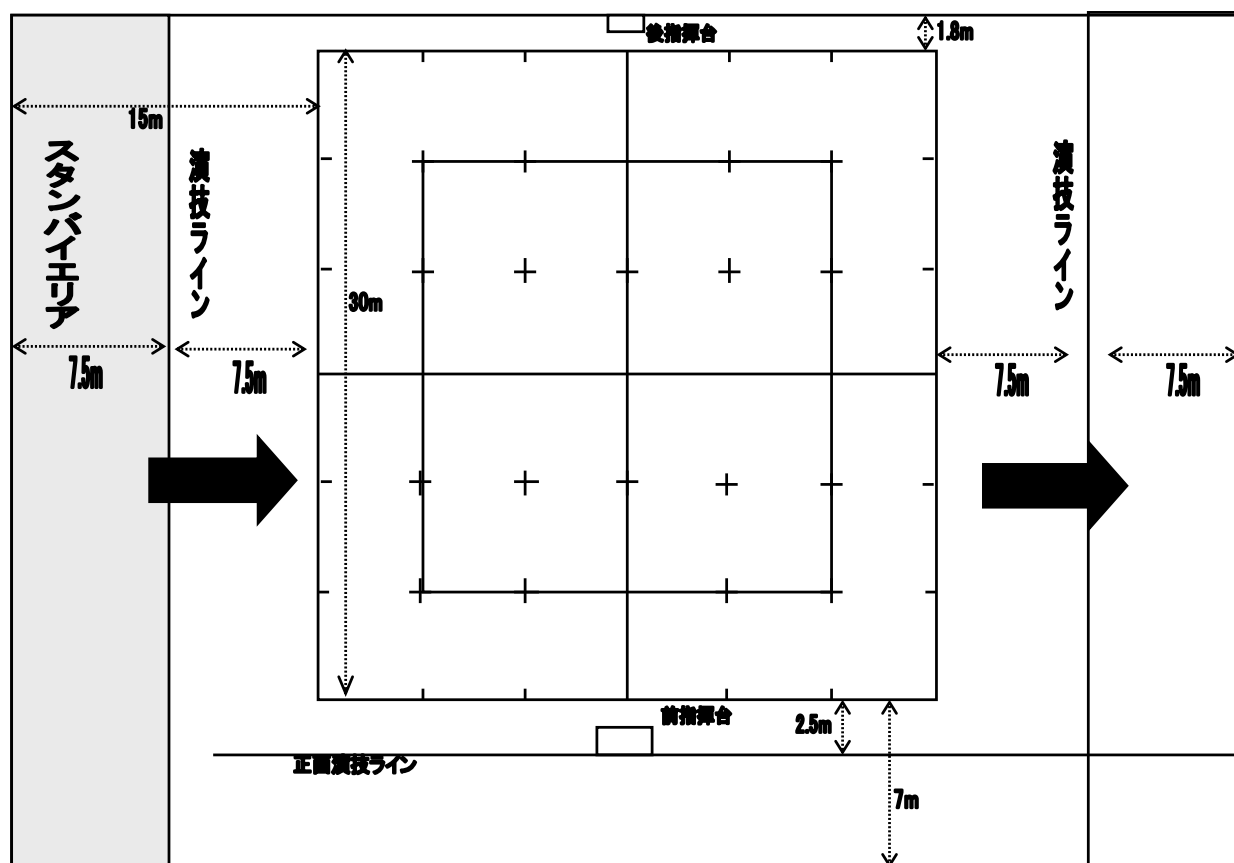
- 1 大会途中で中止となった場合
 - (1) 緊急事態が発生した時点で、全団体の演技および審査が完了していた編成／部は、その結果を有効とし、関東大会への推薦に反映させる。
 - (2) 緊急事態が発生した時点で、演技・審査が終了していなかった編成／部（不成立の編成／部）の全団体に、優秀賞を授与する。
 - (3) 緊急事態が発生した時点で演技・審査が終了していなかった編成／部の関東大会出場団体選考は、以下第2項「あらかじめ大会が中止となった場合」に基づき、関東大会出場団体を決定する。
- 2 あらかじめ大会が中止となった場合
 - (1) 関東大会出場を希望する団体は、「マーチングバンド関東大会出場希望申請書」に必要事項を記入し、必ず団体長（学校団体は校長）の承認を得て、申請締め切り期日までに茨城県マーチングバンド協会理事長宛に提出する。（締め切り期日は原則として予定されていた当該県大会の日とする）
 - (2) 「マーチングバンド関東大会出場希望申請書」を提出し、関東大会出場を希望した団体の中から、前回大会の成績を参考に理事会で選考し、理事長が承認する。
- 3 その他
 - (1) 関東大会へと推薦された団体へは推薦書を交付する。
 - (2) 推薦された団体が関東大会へ参加するかどうかは、それぞれの団体の判断によるものとする。

県大会中止の際の東関東大会出場団体選考規定

(一社)茨城県吹奏楽連盟

- 1 大会途中で中止となった場合
 - (1) 緊急事態が発生した時点で、全団体の演技および審査が完了していた編成／部は、その結果を有効とし、東関東大会への推薦に反映させる。
 - (2) 緊急事態が発生した時点で、演技・審査が終了していなかった編成／部（不成立の編成／部）の全団体に、優秀賞を授与する。
 - (3) 緊急事態が発生した時点で演技・審査が終了していなかった編成／部の東関東大会出場団体選考は、以下第2項「あらかじめ大会が中止となった場合」に順じて、東関東大会出場団体を決定する。
- 2 あらかじめ大会が中止となった場合
 - (1) 東関東大会推薦希望団体数が、茨城県に割り当てられた推薦枠数を超えない場合は、推薦を希望した団体すべてを東関東大会へ推薦する。
 - (2) 東関東大会推薦希望団体数が、茨城県に割り当てられた推薦枠数を上回る場合は、提出された動画を審査し、東関東大会出場団体を決定する。審査基準等は、マーチングバンドの部実施規定第12条、13条に則る。また、動画の提出方法等は別に定める。
- 3 その他
 - (1) 東関東大会へと推薦された団体へは推薦書を交付する。
 - (2) 推薦された団体が東関東大会へ参加するかどうかは、それぞれの団体の判断によるものとする。

【演技フロア図】



- ※ 30mの十字線、及び外周（正方形）を白の実線で明示する。
- ※ 5mごとのポイント（一辺30cmの十字形）を白の実線で明示する。

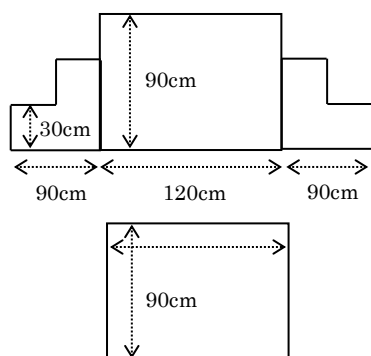
演技可能なスペースについて

- ・ 演技は30m四方の正方形から前方に2.5m、左右に7.5mはみ出した範囲内で行う。後方は壁面までとする。
- ・ 会場構造上、後方ライン付近には観客席が迫り出しており、天井が低いので注意すること。

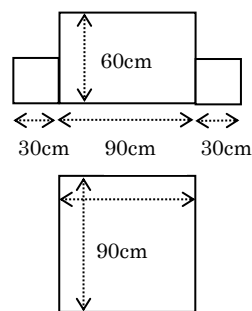
指揮台について

- ・ 指揮台は上図のように大（前方）・小（後方）の2つを設置する。（場所固定）

指揮台(大)



指揮台(小)



マーチングコンテスト 2025年度 規定課題

大会の基本理念

この大会は「コンサートバンドがそのまま演奏しながらパレードをしよう」という一貫したコンセプトのもと開催されており、過度な演出や華やかな服装を求めています。

多くのバンドにコンサート活動とともにマーチング活動も気軽に取り組んでいただきたいと願っております。

1. 規定課題

規定課題は、出演者全員(ドラムメジャーを含む)が行う。なお、規定課題の実施中、原則、ドラムメジャーは隊列の先頭に位置し、指揮を行うこと。また、ドラムメジャーは1名とする。

①3列以上の隊列が四角形ラインに沿って行進しながら一周する。

【解 釈】

(ア) 隊列の一番外側が常に 20m ライン上または 20m ラインを越えていること。

(イ) 行進は連続して行い、隊列全体が停止しないこと。

(ウ) 隊列全体がスタート位置に戻った時点で一周とする。

(エ) コーナーのターン(90 度方向転換)の方法は自由とする。

②3列以上の隊列がセンターラインに沿って行進をしながら、180 度方向転換(各列Uターン)を1回以上行う。

【解 釈】

(ア) 方向転換前後、2歩以上直進すること(3歩目以降から次の動作にはいること)。ドラムメジャーはターンの指揮を行い、自らも 180 度のUターン(Iの字ターンも可)を行うこと。

(イ) センターラインは、縦横どちらでも良い。

③足踏み演奏(マークタイム)を連続 32 歩間以上行う。

【解 釈】

(ア) かかとがはっきりと上がっていることが確認できるように演技すること。

(イ) 32 歩目で次の動作に移ることは可とする。

(ウ) 足踏み演奏(マークタイム)をしながら方向転換(ピボット)することは可とする。

■上記、①、②、③のいずれかひとつでも行わなかった場合、失格とする場合がある。

■身体的な事情により規定課題を行えない場合は、事前に届け出をし、許可を受けること。

2. 手具・大道具等・使用楽器・指揮者

①手具の使用については、大会の基本理念に沿うこと。

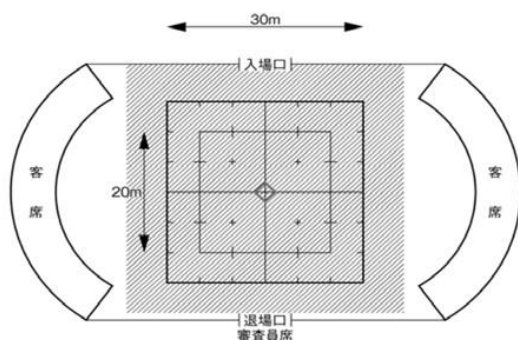
②大道具・ピット楽器の使用は認めない。

③メジャーバトン・フラッグの放り投げは、危険防止の観点から禁止とする。

④編成は木管・金管・打楽器とする。エレキベース、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。

⑤ドラムメジャーの他に指揮者を置く場合は、指揮者は規定課題を行わなくても良い

【スタート地点】



スタート位置は斜線部からとし、基本は 30m×30m とする。はみ出し部分は入退場口側を除き5m 程度とする。

入退場は、合計1分以内で安全かつ、速やかに行うこと。スムーズな運営にご協力ください。

規定課題と解釈の詳細

①の(ア)

行進(前進)の方向は右回り、左回りとも可。外側の列が必ず 20m ラインより外側に位置する。

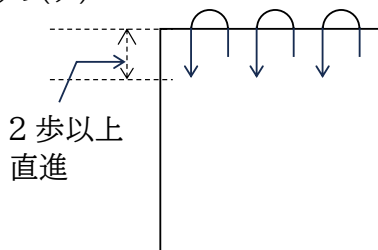


コーナーのターンの方法は自由であるが、隊列が斜めに入り 90 度の方向転換をした場合、下図のように 20m ラインにかかっていること。



(ウ)については、スタートの隊形と一周したときの隊形は同じとする。
ドラムメジャーは 20m ラインに拘らないが、隊列の先頭に位置し、指揮を行う。

②の(ア)



方向転換前後、2 歩以上直進すること(3 歩目以降から次の動作に入ること)。
ドラムメジャーはターンの指揮を行い、自らも 180 度の Uターン(I の字ターンも可)を行うこと。
180 度のターンは、行進(直進)しながら行う。

③マークタイムはかかとの上がり分かるように実施し、ドラムメジャーも同様に行う。